（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに」を削り、「平成二十二年子ども手当支給法」という。）」の下に「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十三年法律第　　号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。）」を、「（平成二十二年子ども手当支給法」の下に「及び平成二十三年子ども手当支給法」を、「発生すること」の下に「並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。）及び児童手当法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。）の施行により生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二条第二項中「平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大並びに」を削り、「平成二十二年子ども手当支給法」の下に「及び平成二十三年子ども手当支給法」を加え、「対処するために当分の間の措置として」を「対処するために平成二十三年度において」に、「減収補てん特例交付金」を「減収補**塡**特例交付金」に改め、同条第三項中「次条第一項」を「第四条第一項」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額」を「減収補**塡**特例交付金総額（平成二十三年度にあっては、当該額に次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額を加えた額）」に改め、同条第四項中「次条第三項」を「第四条第三項」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金の額及び当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額」を「減収補**塡**特例交付金の額（平成二十三年度にあっては、当該額に次条第三項又は第六項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額を加えた額）」に改める。

第三条第一項中「毎年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（平成二十二年度にあっては、当該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額」という。）及び平成二十二年子ども手当支給法」を「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」に改め、「第三項及び第五項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。）の合算額を加算した額。」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「毎年度分」を「平成二十三年度分」に、「次項」を「第四項第六号及び第九号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　平成二十三年度分として各都道府県に対して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　調整対象都道府県　調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額の合算額を加算した額

二　調整対象外都道府県　調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数で按分した額

第三条第五項を削り、同条第四項中「毎年度分」を「平成二十三年度分」に、「次項」を「第七項第六号及び第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　調整対象都道府県　総務省令で定める期間における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条（都にあっては、同条及び同法第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える都道府県

二　調整対象外都道府県　調整対象都道府県以外の都道府県

三　子ども手当負担対象の子どもの数　平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数（第六号において同じ。）

四　児童手当対象児童の数　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童（平成十八年児童手当法等改正法第一条による改正前の児童手当法附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。）で総務省令で定めるものの数

五　児童手当引上対象児童数　三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六　調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額　都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数の総数の都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七　平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額　平成二十二年度において、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から同条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額及び同項に規定する平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額の合算額を控除した額のうち、調整対象都道府県に交付された額

八　平成十九年児童手当法改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額　平成二十二年度において、旧法第三条第三項に規定する平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額のうち、調整対象都道府県に交付された額

九　調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額　都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額から前三号に掲げる額の合算額を控除して得た額

第三条に次の二項を加える。